

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
がたると
翌日)

目次
◇人委規則 単身赴任手当の支給に関する規則

人事委員会規則

単身赴任手当の支給に関する規則をここに公布する。

平成二年三月十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第一号

単身赴任手当の支給に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県

条例第三号。以下「給与条例」という。)第十条の二の規定に基づき、単身赴任手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(やむを得ない事情)

第二条 給与条例第十条の二第一項及び第三項の人事委員会規則で定める

やむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

二 配偶者が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

三 配偶者が引き続き就業すること。

四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(人事委員会の定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

(通勤困難の基準)

第三条 給与条例第十条の二第一項本文及びただし書並びに第三項の人事委員会規則で定める基準は、次の各号の一に該当することとする。

一 人事委員会の定めるところにより算定した通勤距離が六十キロメートル以上であること。

二 人事委員会の定めるところにより算定した通勤距離が六十キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(加算額等)

第四条 給与条例第十条の二第二項に規定する交通距離の算定は、最も経

濟的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

2 給与条例第十条の二第二項の人事委員会規則で定める距離は、百キロメートルとする。

3 給与条例第十条の二第二項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 百キロメートル以上三百キロメートル未満 四千円
- 二 三百キロメートル以上五百キロメートル未満 八千円
- 三 五百キロメートル以上七百キロメートル未満 一万二千元
- 四 七百キロメートル以上千キロメートル未満 一万五千元
- 五 千キロメートル以上 一万八千元

(権衡職員の範囲等)

第五条 給与条例第十条の二第三項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給与条例の適用を受ける職員となつた者とする。

2 給与条例第十条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員であつて、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以

外の職員で当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものうち、単身で生活することを常況とする職員

- 二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情に準じて人事委員会の定める事情(以下単に「人事委員会の定める事情」という。)により、同居していた満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子と別居することとなつた職員(配偶者のない職員に限る。)で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員

- 三 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、人事委員会の定める特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者(配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下「配偶者等」という。)と別居することとなつた職員(当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと人事委員会が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員

四 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、人事委員会の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。）のうち、満十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

五 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、人事委員会の定める特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと人事委員会が認めるものを含む。）のうち、満十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 前各号の規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条に規定する者をいう。）又は職員以外の地

方公務員であった者から引き続き給与条例の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（人事交流等により給与条例の適用を受ける職員となった者に限る。）

七 その他給与条例第十条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会
の定める職員
（支給の調整）

第六条 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第七条 新たに給与条例第十条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事委員会が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第八条 任命権者は、職員から前条第一項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第十条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を人事委員会が定める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第九条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与条例第十条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第十条 任命権者は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が給与条

例第十条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、単任赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日において給与条例第十条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備する職員で第七条第一項の規定による届出に係る事実が同日前に生じたものに対する第九条第一項の規定の適用については、同項中「これに係る事実の生じた日」とあるのは、「この規則の施行の日」とする。